

国民年金の加入手続きは お忘れなく!!

60歳未満で会社などを退職される（厚生年金などをやめられるとき）かたは、14日以内に役場の住民課保険年金係の窓口で、国民年金の加入手続きをして、国民年金保険料を納めていただくことになります。

なお、あなたに扶養されている配偶者（第3号被保険者）がいる場合は、同様の手続きのうえ保険料を納めることになります。

国民年金

[問合せ先]

岐阜南社会保険事務所

☎273・6161

厚生年金などに加入しているとき

あなたは

国民年金の第2号被保険者です。
厚生年金保険料や共済組合掛金として給料から天引きされていたので国民年金保険料は個別に納めていませんでした。

扶養されている配偶者は

国民年金の第3号被保険者です。
第3号被保険者の認定を受けている期間は、配偶者の加入する年金制度全体で負担していましたので、国民年金保険料の納付は不要でした。



厚生年金などをやめたら

あなたも

配偶者も

国民年金の
第1号被保険者となります。

国民年金保険料は、自己納付です

国民年金保険料額（平成16年度の額）

定額保険料	1カ月	13,300円
付加保険料	1カ月	400円（希望するかた）

付加保険料は、定額保険料にプラスして納めるもので、受け取る年金額が増やせます。

このような事態を避けるため道路交通法では次の場所での駐車を禁止しています。

- ・ 消火栓から5メートル以内の部分
- ・ 防火水槽の側端またはこれの道路に接する出入口か

火災時に被害を最小限に留めることが出来るか否かは、早い現場到着と消防水利の確保にかかっています。

火災は他人事ではなく、いつあなたに襲いかかってくるかわかりません。

消火活動に支障となる違法な駐車は絶対にやめましょう。



消火栓や防火水槽などの「消防水利」は、私たち消防隊にとって命とも言うべき大切な水源です。消防署では、定期的に消火栓などを調査して、水源の管理に努めています。

しかし、最近この消火栓付近に駐車する車が非常に増えてきています。このままでは消防自動車水利から水を取ることが出来ず、放水出来なかつたり、火災現場への到着が遅れて火災が延焼、場合によっては、尊い人命や貴重な財産が失われることにもなりかねません。

指定消防水利の標識から5メートル以内の部分（指定水利には、プール、池、井戸、河川などがあります）

・ その他、駐車車両の右側の道路上に3・5メートル以上の余地のない狭い道路

から5メートル以内の部分



消火栓や防火水槽付近での
違法駐車はやめましょう

羽島郡広域連合
☎388・1195